

## 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」 の閣議決定を受けて

本日、政府が「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定したことについて、安倍内閣総理大臣のリーダーシップや片山内閣府特命担当大臣をはじめとした関係者のご尽力に敬意を表する。

今年で提案募集方式は5年目となったが、地方からの提案数及びその実現等の割合がともに高い水準で維持され、地方の具体の意見を反映する仕組みとして定着しており、地方分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価する。

今回、全国的な共通課題として全国知事会、全国市長会、全国町村会で共同提案した放課後児童クラブの「従うべき基準」の見直しや地域公共交通におけるコミュニティバス等の円滑な導入についても前進が見られた。

特に、放課後児童クラブの人員配置基準等が「参酌すべき基準」とされることにより、各市町村において、質の確保に配慮しつつ地域の実情に応じた施設の設置や運営に主体的に取り組めることとなり、その意義は大きい。

一方で、「実現できなかったもの」とされた提案については、地方の納得が得られるよう説明責任を果たすとともに、過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合には検討対象とし、また、提案の実現に当たっては、単に運用改善にとどまらず、国と地方の役割分担や地域の実情に合っていない制度そのものの見直しなど地方の支障の根本的な解決を検討するなど、地方の意欲と知恵を活かせるよう提案募集方式を拡充することを求める。

今回成案が得られた全ての事項について通常国会に関連法案を提出し早期の成立を図るなど、その成果を速やかに結実させることにより、真の地方分権型社会の構築に向けた改革を更に推進することを強く要請する。

平成30年12月25日

全国知事会会長	上田 清司
全国市長会会長	立谷 秀清
全国町村会会長	荒木 泰臣